

# 7 市街地整備の基本方針

## 7・1. 市街地整備の方針

### 土地区画整理事業等の推進

市街地では、土地区画整理事業などの面的基盤整備を今後も進めていくとともに、地区計画制度の導入等により、適正な土地利用や建築行為を誘導し、良好な居住環境の維持増進を図ります。

また、新たな市街地の整備にあたっては、自然環境と調和したまちづくりを進めます。



下川原南土地区画整理事業

### 市街地再開発事業等の促進

中心市街地においては、商業、業務の他に居住、教育、福祉、行政、観光等の多様な機能の導入に向け、都市機能の更新及び土地の合理的かつ健全な高度利用を目指した市街地再開発事業等を促進します。



サウスポット・エスパティオ

## 7・2. 住宅・住環境整備の方針

### 中心市街地における定住促進

中心市街地においては、都市の利便性を有効活用しつつ定住促進を図るため、都市型集合住宅の供給を促進します。

また、既に整備された道路や公園等の基盤施設を、魅力ある都市空間となるよう再整備するとともに、居住機能や生活利便機能等を充実させ、街の活性化を図ります。

さらに、高齢社会の進展に対応して高齢者の生活利便性を確保するため、中心市街地及びその周辺部においては、病院や福祉施設等のサービス機能を担う施設の整備や機能更新の誘導に努めます。



ペガサート

### 密集市街地における住環境の方針

道路や公園等の基盤施設が不足する地区や老朽木造住宅が密集する市街地では、基盤施設と建物との一体的な整備を進め、地域の歴史性などに配慮しながら、防災性の向上を図ります。